

9.18  
3026

第 四 三 八 号

昭和六年九月十一日 警視總監 高橋 守雄

内務大臣 安達 謙 殿  
社 會 局 長 官 殿

東京安谷(谷川)販賣所共働争議ニ関スル件 (第三報...自然消滅)

(日本出版)

要旨 林産争議ハ業業執行有検査ニ以テ来何等交渉ヲ自然消滅トナレリ  
題記 労働争議ハ既報(七月廿五日)第第三四〇六番ノ通り争  
議如盟者ノ暴行事件ニ関シ取調ノ結果「暴力行爲遂及レ  
トレテ東地検査局ニ送致収監中ニシテ甘ノ他ノ者ハ一散  
シテ交遊筆更ニ各々自然消滅トナレリ

さるを専ら歎歎書と出されたところ其情は彼長谷川は歎  
歎と一蹴したのでもその能く配達は読者には傳達意をあるあ  
りは知りあつたにせぬとストライキを決定したのでも  
とあるが例に依りて警察の本意が断然に争議国はブタ箱は殺  
すにまゝに争争さへ出来ぬ苦境にあるのでも  
我々同業者は者組合の新聞後業を以て見るに忍び難く敢然と起  
り争議意後暴行を及ぶスロガレの下に意後国を屈曲せられたり  
秋後ある本用町民諸君ノ争議国に同情正義の爲に  
つた我々の意志を特諒辭下さいと伝声接とお致すの  
ハ事の上りませ

毎夕新聞の読者は「毎夕新聞が断然のビラを春に付して下さい。  
同業者は者組合  
毎夕新聞を後国  
同業者は者組合